

令和4年12月1日

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示書類)

東京都港区芝五丁目13番18号  
いちご三田ビル3階  
BRUNO株式会社  
代表取締役 森 正人

BRUNO株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社と株式会社HAPINS(以下「吸収合併消滅会社」といいます。)との間で令和4年10月21日付けで締結された合併契約書(以下「本件合併契約」といいます。)に基づき、同年12月1日を効力発生日として吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行いました。

本件合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 本件合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

令和4年12月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)

#### (1) 差止請求手続(会社法第784条の2)の経過(同号イ)

会社法第784条の2の規定により本件合併をやめることの請求を行った株主はおりませんでした。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第785条)の経過(同号ロ)

吸収合併消滅会社は、令和4年10月27日までに、会社法第785条第3項の規定に基づき株主に対する通知を行いました。同条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

#### (3) 新株予約権買取請求手続(会社法第787条)の経過(同号ロ)

該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続（会社法第 789 条）の経過（同号ロ）

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 27 日付で官報による公告を行い、同日、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、電子公告を行いました。同法第 789 条第 1 項第 1 号の規定により本件合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 差止請求手続（会社法第 796 条の 2）の経過（同号イ）

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行われたものであることから、会社法第 796 条の 2 柱書ただし書の規定に基づき、本件合併は、会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求の対象となりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）の経過（同号ロ）

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 27 日付で、株主に対して電子公告を行いました。なお、当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、簡易吸収合併の手続により本件合併を行ったため、会社法第 797 条第 1 項ただし書により、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求を行うことができる株主はありませんでした。

(3) 債権者保護手続（会社法第 799 条）の経過（同号ロ）

当社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 27 日付で官報による公告を行い、同日、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、電子公告を行いました。同法第 799 条第 1 項の規定により本件合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件合併の効力発生日である令和 4 年 12 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。吸収合併消滅会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 310 百万円（概算値）、200 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

**6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）**

令和 4 年 12 月 1 日（予定）

**7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）**

- (1) 当社は、本件合併に際し、株式の発行その他金銭等の交付は行っておりません。
- (2) 本件合併により当社の資本金及び準備金等の額は、増加しておりません。
- (3) 当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、簡易吸収合併の手続により、本件合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本件合併に反対する旨を通知した当社の株主はありませんでした。
- (4) 当社は、令和 4 年 11 月 30 日付で R E X T H o l d i n g s 株式会社から吸収合併消滅会社の発行済株式全部を譲り受け、同日付で吸収合併消滅会社の完全親会社となりました。そのため、吸収合併消滅会社は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、略式吸収合併の手続により、本件合併契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件合併を行いました。

以 上

別紙

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2022 年 10 月 27 日

株式会社HAP i N S

2022年10月27日

## 吸収合併に係る事前開示事項

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
株式会社HAP i N S  
代表取締役 塩塚 哲也

当社は、BRUNO株式会社（住所：東京都港区芝五丁目13番18号いちご三田ビル3階。以下「BK」といいます。）との間で締結した2022年10月21日付吸収合併契約書（以下「本吸収合併契約」といいます。）に基づき、2022年12月1日を効力発生日として、当社の権利義務全部をBKに承継させる吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定により当会社本店に備え置くこととされる吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

本吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

#### 2. 合併対価の定めがないことの相当性に関する事項

BKは、本吸収合併の効力発生日において当社の発行済株式の全てを所有していることから、BKは本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付及び割当ては行いません。

当社は、上記について相当であると判断しております。

#### 3. 計算書類等に関する事項

##### (1) 吸収合併存続会社に関する事項

##### ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

##### イ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他

## の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

BKは、令和4年5月23日付でREXT株式会社（令和4年5月27日付で株式会社ワンダーコーポレーションに合併して解散）との間で締結した、当会社の発行済株式全部をBKが取得する旨の株式譲渡契約について、株式取得日等を変更するため、同年10月21日付で、REXT Holdings株式会社（旧商号：株式会社ワンダーコーポレーション、旧本店：茨城県つくば市小野崎294番地1。令和4年6月1日付でREXT Holdings株式会社に商号変更、同日東京都新宿区北新宿二丁目21番1号に本店移転。以下「REXT Holdings」といいます。）との間で株式譲渡契約の変更合意書を締結しました。変更後の株式取得日は令和4年11月30日（予定）です。

- (2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

### ア REXT株式会社（旧商号：株式会社ジーンズメイト）への吸収分割

当社は、令和4年4月23日にREXT株式会社（旧商号：株式会社ジーンズメイト、旧本店：東京都中野区中央五丁目8番1号朝日生命新中野ビル1階。令和4年6月1日付でREXT株式会社に商号変更、同日東京都新宿区北新宿二丁目21番1号に本店移転。）と締結した吸収分割契約に基づき、同年6月1日を効力発生日として、同社を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とし、当社の営業部及び商品部に係る事業（ただし、家電製品及びこれに関連する事業に関する部分を除く。）を承継させる吸収分割を行いました。

### イ REXT Holdingsへの吸収分割

当社は、令和4年4月23日にREXT Holdingsと締結した吸収分割契約に基づき、同年6月1日を効力発生日として、同社を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とし、当社の店舗開発統括部、経理財務部及び管理部に係る事業（ただし、家電製品及びこれに関連する事業に関する部分を除く。）を承継させる吸収分割を行いました。

4. 吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

BK及び当社の最終事業年度末日現在における資産の額、負債の額及び純資産の額は、それぞれ下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
BK (2022年6月30日現在)	7,686百万円	2,775百万円	4,910百万円
当会社 (2022年3月31日現在)	3,690百万円	4,044百万円	△353百万円

BKにおいて、本吸収合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、当会社における上記3.(2)記載の各吸収分割を踏まえても、効力発生日以後におけるBKの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、BKの収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、本吸収合併の効力発生日以後におけるBKの負担する債務については、履行の見込みがあると判断しております。

以 上

吸収合併契約書 (写)

# 吸収合併契約書

BRUNO株式会社（以下「甲」という。）と株式会社HAP i N S（以下「乙」という。）とは、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## （目 的）

第1条 本吸収合併の効力発生日（第5条において定義される。以下同じ。）において、乙の全ての資産及び負債は甲に移転し、乙は清算手続を経ることなく解散する。

## （当事会社の商号及び住所）

第2条 本吸収合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲（存続会社）： BRUNO株式会社  
東京都港区芝五丁目13番18号いちご三田ビル3階
- 乙（消滅会社）： 株式会社HAP i N S  
東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

## （合併対価）

第3条 甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対し、その有する乙の株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）を交付しない。

## （甲の資本金及び準備金）

第4条 甲は、本吸収合併により資本金及び準備金の額を増加させない。

## （効力発生日）

第5条 本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年12月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙が協議してこれを変更することができる。また、本吸収合併の効力発生は、甲及びREXT Holdings株式会社（2022年5月27日付でREXT株式会社を吸収合併した株式会社ワンダーコーポレーションが同年6月1日付でから商号変更。以下「売主」という。）の間で2022年5月23日付で締結した株式譲渡契約に基づき、売主が保有する乙の発行済株式の全部の甲に対する譲渡が実行されたことを条件とする。

## （合併条件の変更及び本契約の解除）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときその他本吸収合併の実

行に重大な支障となる事態又は本吸収合併の実行を著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙が協議して、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第7条 本契約に定める事項のほか、本吸収合併に際し必要な事項は、甲乙が協議して定める。

本契約締結の証として、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2022年10月21日

甲： 東京都港区芝五丁目13番18号  
いちご三田ビル3階  
BRUNO株式会社  
代表取締役 森 正人

乙： 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
株式会社HAP i NS  
代表取締役 塩塚 哲也

BK の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 事業報告

第 27 期

〔 自 2021年7月1日  
至 2022年6月30日 〕

BRUNO 株式会社

(添 付 書 類)

## 事 業 報 告

(自 2021年7月1日)  
(至 2022年6月30日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループの当連結会計年度（自2021年7月1日 至2022年6月30日）における業績は、前連結会計年度と比べ売上高は17,302百万円と515百万円の増収、営業利益は1,092百万円と125百万円の減益、経常利益は924百万円と120百万円の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は489百万円と7百万円の増益となりました。

売上高につきましては、ライフスタイル商品ブランド『BRUNO』は、国内販売におきまして、主力商品の「コンパクトホットプレート」が累計販売台数294万台を突破し、売上を牽引いたしました。また、TVCMやWEB広告など各種プロモーション効果により「スチーム&ベイクトースター」も前年を大きく上回る台数を販売いたしました。海外販売におきましては、台湾で「コンパクトホットプレート」が売上を増加したほか、インテリア家電においても「スタイリングハンディスチーマー」が好調に販売台数を伸ばすなど、海外における売上高は前年同期を上回りました。

トラベル商品ブランド『MILESTO』は、旅行需要の回復や出張機会の増加等により、「キャリー」や「ボストンバッグ」など各種トラベル関連商品が売上を伸ばしたほか、テレワーク需要に対応した機能性の高いバックパック類が売上を伸ばしました。

これらの結果として、当社グループの売上高は過去最高の17,302百万円（前連結会計年度は16,787百万円）となりました。

営業利益につきましては、記録的な円安や原油・原材料高に起因する原価率上昇の影響により、1,092百万円（前連結会計年度は1,217百万円）となりました。

経常利益につきましては、主に株主優待関連費用や新型コロナウイルス感染症拡大にかかる直営店舗の休業関連費用が発生し、924百万円（前連結会計年度は1,045百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一部店舗の減損損失を計上したことから、489百万円（前連結会計年度は482百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細は、連結注記表「2. 会

計方針の変更に関する注記」に記載の通りです。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

住関連ライフスタイル商品製造卸売事業は、当社卸売販売におきまして、海外販売では台湾での「コンパクトホットプレート」の販売好調に加えて、タイで『BRUNO』商品が販売開始されるなど売上を拡大した一方、国内販売では巣ごもり需要の落ち着きからEコマース販路を持つ得意先への売上が減少し、結果として売上高は前年同期比93%となりました。子会社シカタ社卸売販売におきましては、量販店向けのOEM販売の売上が堅調に推移し、売上高は前期比119%となりました。結果として住関連ライフスタイル商品製造卸売事業の売上高は10,129百万円（前連結会計年度は9,830百万円）、営業利益は1,286百万円（前連結会計年度は1,763百万円）となりました。

住関連ライフスタイル商品小売事業は、Eコマース販売においては、巣ごもり需要が一段落したことからキッチン家電の売上は前年を下回りましたが、梅雨明けの猛暑が続いたことから「ポータブルファン」の売上が増加、またTVCMやYouTube広告等の宣伝効果により「スチーム&ベイクトースター」も売上を拡大し、結果として売上高は前年比101%と堅調に推移いたしました。直営店販売においては、当期6店舗を閉店した影響から直営店舗の売上高は前年を下回りましたが、新型コロナウイルスの落ち着きに伴う旅行需要の回復や出張機会の増加により、小型キャリーやボストンタイプなど豊富な種類を備える『MILESTO』のトラベル関連商品の売上が伸長し、既存店ベースの売上高は前年を上回りました。これらの結果として、住関連ライフスタイル商品小売事業の売上高は7,043百万円（前連結会計年度は6,915百万円）、営業利益は1,210百万円（前連結会計年度は752百万円）となりました。

デザイン事業においては、中国におけるBRUNO商標のライセンス収入が前連結会計年度に比べ大きく増加した結果、売上高は129百万円（前連結会計年度は41百万円）、営業利益は129百万円（前連結会計年度は41百万円）となりました。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、110百万円であります。

その主な内訳は、内装設備（36百万円）及び新商品開発に伴う金型（73百万円）となっております。

## （3）資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社が判断したものであります。

2020年2月から続く新型コロナウイルス感染症拡大は日本経済に大きな打撃を与え、多くの企業が減収減益の中、当社グループは、今まで推し進めてきたリスク分散戦略が功を奏し、売上高17,302百万円、営業利益1,092百万円、親会社株主に帰属する当期純利益489百万円となりました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン普及等により、経済活動再開の動きがみられるものの、依然として先行き不透明な状況にあり、急激な円安や、原油・原材料価格の高騰など、仕入価格に大きな影響を受ける製造業には厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社グループは環境の変化に柔軟に対応すべく、卸売販売、直営店販売、Eコマース販売の三つの販路をバランス良く展開、また商品においてもキッチン雑貨を中心とするインテリア商品ブランド「BRUNO」、トラベル商品ブランド「MILESTO」、化粧品ブランド「Me TIME」等異なったカテゴリーを展開するリスク分散戦略をさらに進めてまいります。

商品開発に関して、「BRUNO」においては好調なキッチン家電や季節家電の拡充に加え、生活家電やインテリア用品などのカテゴリーを広げ、「BRUNOのある暮らしを楽しむ」をコンセプトに新商品開発に注力してまいります。また、「MILESTO」においてはトラベルだけでなくテレワーク、アウトドアなど使用シーンを広げて利用できる商品も開発してまいります。直営店舗に関しては、接客重視の販売スタイルから非接触型の販売スタイルに転換し、固定費を削減してまいります。またEコマースに関しては、自社ECサイトを中心に限定商品や通販専用商品の販売、既存顧客の購入回数を増やすために直営店舗とのサービス連携等の施策を実施、また新規顧客を獲得するため大手モールサイトの販売を強化することで売上拡大を図ってまいります。また、中国、香港、台湾などアジア圏において「BRUNO」の認知及び評価が高まっており、海外販売代理店との連携を一層強化し、売上拡大を図ってまいります。マーケティング関連では、インテリア商品ブランド「BRUNO」を中心に広告宣伝・販売促進を戦略的に進めてまいります。

なお、為替の変動、ロシア・ウクライナの戦争の影響による物価高など、多くの不確実性が伴うため、今後の当社グループの事業活動に大きな影響を及ぼす場合、必要に応じて業績の修正を行う可能性があります。

以上を踏まえ、次期の業績は売上高180億円、営業利益14億円、経常利益12億円、親会社株主に帰属する当期純利益6億円を見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	期別	第 24 期 2019年 6 月期	第 25 期 2020年 6 月期	第 26 期 2021年 6 月期	第 27 期 (当連結会計年度) 2022年 6 月期
売上高 (百万円)		15,155	15,268	16,787	17,302
経常利益 (百万円)		444	517	1,045	924
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		168	189	482	489
1株当たり当期純利益 (円)		11.77	13.22	33.63	34.12
総資産額 (百万円)		8,531	9,907	8,527	8,889
純資産額 (百万円)		4,155	4,302	4,730	5,184
1株当たり純資産額 (円)		289.72	300.00	329.80	361.45

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第 24 期 2019年 6 月期	第 25 期 2020年 6 月期	第 26 期 2021年 6 月期	第 27 期 (当事業年度) 2022年 6 月期
売上高 (百万円)		10,062	10,837	12,738	12,356
経常利益 (百万円)		146	432	903	831
当期純利益 (百万円)		7	162	420	478
1株当たり当期純利益 (円)		0.51	11.36	29.33	33.38
総資産額 (百万円)		7,198	8,711	7,571	7,686
純資産額 (百万円)		4,009	4,117	4,481	4,910
1株当たり純資産額 (円)		279.56	287.06	312.45	342.39

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社はR I Z A Pグループ株式会社であり、当社の普通株式を7,588,500株（持株比率52.9%）所有しております。当社は親会社に住関連ライフスタイル商品を販売するなどの取引を行っております。当社と親会社は役員の兼務等の関係があります。

当社と親会社の主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っていると同時に、金融機関からの一部の借入に対し、同社より債務保証を受けております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社シカタ	100	100%	バックの企画・製造（OEM、ODM事業、ブランド事業）

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社シカタ	京都府京都市山科区西野小柳町38-3	1,598百万円	7,686百万円

(7) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

事業部門	主要製品・事業内容
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	住関連ライフスタイル商品（時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等）の卸売事業
住関連ライフスタイル商品小売事業	住関連ライフスタイル商品（時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等）の直営店及びEコマースによる小売事業
デザイン事業	商品関連、住空間関連等のコンセプト・デザインの企画・作成

(8) 主要な営業所及び店舗 (2022年6月30日現在)

本 社：東京都港区

店 舗：

IDEA SEVENTH SENSE

タカシマヤゲートタワーモール店

BRUNO

ルミネ新宿店

エキュート赤羽店

阪急西宮ガーデンズ店

アトレ吉祥寺店

京都駅前地下街ポルタ店

大丸札幌店

越谷レイクタウン店

松坂屋名古屋店

ららぽーとTOKYO-BAY店

渋谷ヒカリエShinQs店

パルコヤ上野店

ルミネ池袋

有明ガーデン店

グランエミオ所沢店

ららぽーと愛知東郷店

心齋橋パルコ店

アトレ浦和店

テラスモール湘南店

ららぽーとEXPO CITY店

三井アウトレットパーク入間店

三井アウトレットパーク長島店

ららぽーと名古屋みなとアクルス店

TRAVEL SHOP MILESTO

みなとみらい東急スクエア店

テラスモール湘南店

大丸札幌店

越谷レイクタウン店

松坂屋名古屋店

ららぽーとTOKYO-BAY店

渋谷ヒカリエShinQs店

パルコヤ上野店

有明ガーデン店  
グランエミオ所沢店  
ららぽーと愛知東郷店  
心齋橋パルコ店  
成田国際空港店

GOOD GIFT GO

プライムツリー赤池店  
イオンモール座間店

(9) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

① 連結会社の状況

2022年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	71	[2]
住関連ライフスタイル商品小売事業	155	[67]
デザイン事業	—	[—]
その他管理部門	67	[6]
合計	293	[75]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。
- 2 デザイン事業については、当該業務を専属に従事する従業員がいないことから、人数を記載しておりません。

② 提出会社の状況

2022年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
207 [75]	36.3	6.8	4,198,034

セグメントの名称	従業員数(名)	
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	31	[2]
住関連ライフスタイル商品小売事業	109	[67]
デザイン事業	—	[—]
その他管理部門	67	[6]
合計	207	[75]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

- 3 デザイン事業については、当該業務を専属に従事する従業員がいないことから、人数を記載しておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	450
株式会社商工組合中央金庫	405
株式会社新生銀行	388
株式会社徳島大正銀行	285
株式会社みずほ銀行	221
株式会社京都銀行	134
株式会社南都銀行	36
京都中央信用金庫	36
株式会社高知銀行	25

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,968,000株  
 (2) 発行済株式総数 14,717,350株  
 (3) 株主数 30,513名  
 (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
R I Z A P グ ル ー プ 株 式 会 社	7,588,500	52.90
松 原 元 成	45,700	0.31
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	12,600	0.08
JP Morgan Securities plc Director Andrew J. Cox	12,000	0.08
三 津 寛 子	10,000	0.06
一般社団法人UYPartners 代表理事 小田桐 洋一	10,000	0.06
丸 山 定 雄	7,000	0.04
小 関 学	6,700	0.04
篠 原 信 一 郎	6,400	0.04
星 野 智 則	6,400	0.04

- (注) 1 当社は、自己株式 (374,715株) を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 2 持株比率は、自己株式 (374,715株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	森 正 人	RIZAPグループ株式会社 上級執行役員 株式会社シカタ 代表取締役会長
取締役	小 野 聡	ライブラ法律会計事務所 所長
取締役	鎌 谷 賢 之	(重要な兼職の状況) RIZAPグループ株式会社 取締役 経営企画・経理財務統括 RIZAP株式会社 取締役 SDエンターテイメント株式会社 取締役 MRKホールディングス株式会社 取締役 夢展望株式会社 取締役
取締役	塩 田 徹	(重要な兼職の状況) RIZAPグループ株式会社 取締役 国内事業・マーケティング・人事・DX統括, 社長室長, RIZAP事業統括, REXT事業統括 RIZAP株式会社 取締役 REXT株式会社 代表取締役社長 MRKホールディングス株式会社 取締役 SDエンターテイメント株式会社 取締役 堀田丸正株式会社 取締役 RIZAPトレーディング株式会社 代表取締役社長 株式会社アンティローザ 代表取締役会長 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長 REXT Holdings株式会社 代表取締役社長 夢展望株式会社 取締役
取締役	有 信 勝 宏	RIZAPグループ株式会社 財務戦略部長 一新時計株式会社 取締役 株式会社アンティローザ 取締役 RIZAPインベストメント株式会社 監査役 SDエンターテイメント株式会社 取締役
常勤監査役	濱 田 俊 一	
監査役	岩 城 健	岩城税理士事務所 代表
監査役	榎 本 一 久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 株式会社クリアスライフ 監査役 フォーライフ株式会社 監査役 株式会社エイスリー 監査役

- (注) 1 取締役小野聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役濱田俊一氏、岩城健氏及び榎本一久氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 監査役岩城健氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 取締役小野聡氏及び監査役榎本一久氏は、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
- 5 取締役星野智則、松原元成、佐々木衛、須崎博之、小林寛幸、安部純一、山田東城、村瀬功の各氏は、2021年9月29日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

- 6 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。職名は、2022年6月末時点のものであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	星野智則	商品統括部長
常務執行役員	松原元成	経営情報部長
執行役員	佐々木衛	コンプライアンス部長
執行役員	小林寛幸	営業統括部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各業務執行取締役等でない取締役及び各監査役は、当社定款第28条第2項及び第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しておりましたが、2021年11月1日付けで、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社が締結する役員等賠償責任保険の記名子会社となり、当社の取締役、執行役員、管理職従業員等が当該保険契約の被保険者に含まれたことから、2021年11月12日付けで、当社が締結していた役員等賠償責任保険契約を解約しております。

上記いずれの保険契約においても、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとされております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を決議しております。

各取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその決定を委任するものとし、代表取締役社長森正人は決定方針に則って、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしております。一任する理由は、当社全体

の業績等を俯瞰して各取締役の評価を行うのは代表取締役が適任であると判断したためであります。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については報酬等の決定方法および内容が決定方針に整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は以下のとおりであります。

#### <基本方針>

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### <基本報酬>

基本報酬は、毎年1回、一定の時期に、1年間の総額を決定し、12分割のうえ毎月1回支給する固定報酬とし、役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、決定方針の実現を図る観点から総合的に勘案して決定するものとしております。

#### <業績連動報酬>

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を翌年度の基本報酬に加算して支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう当該計画の策定時に設定し、適宜、経営環境の変化および社会情勢等に応じて見直しを行うものとしております。

#### <非金銭報酬>

該当事項ありません。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年9月26日開催の第13回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2008年9月26日開催の第13回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の 種類別の 総額 (千円)	支給人員 (名)
		基本報酬	
取締役 (うち社外取締役)	46,701 (5,911)	46,701 (5,911)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,250 (8,250)	8,250 (8,250)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	54,951 (14,161)	54,951 (14,161)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記の取締役の支給人員には、2021年9月29日開催の第26回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小野聡氏は、ライブラ法律会計事務所所長を兼務しております。兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役岩城健氏は、岩城税理士事務所代表を兼務しております。兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役榎本一久氏は、弁護士法人東京表参道法律会計事務所の代表社員並びに株式会社クレスライフ、フォーライフ株式会社及び株式会社エイスリーの監査役を兼務しております。各兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小野 聡	当事業年度開催の12回の取締役会の全てに出席しております。弁護士としての専門的な見地から、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立した立場に立った忌憚のないご意見をいただくなど、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化等につながる社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
常勤監査役	濱田 俊一	当事業年度開催の12回の取締役会の全てに出席し、13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩城 健	当事業年度開催の12回の取締役会のうち11回に出席し、13回の監査役会のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	榎本 一久	当事業年度開催の12回の取締役会の全てに出席し、13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額

24百万円

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24百万円

- (注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が適正であると判断し同意いたしました。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3 当社の子会社である株式会社シカタは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2008年3月15日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。なお、2018年8月24日付けでその内容の一部を改定しております。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスに係る社内規程を定める。これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き横断的に統括するとともに、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図る。

取締役会を定期的開催する等、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための十分な体制を運営する。

また、内部通報体制に係る社内規程を定め、役員及び従業員等が社内においてコンプライアンス違反行為を防止する体制を構築するとともに通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定める。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・文書取扱規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

これら文書を取締役及び監査役はいつでも閲覧できるものとする。

#### ③ 損失危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程に基づき、事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

経営戦略上のリスクに関しては経営会議で、業務上のリスクについては関連部署で、それぞれリスク分析及びその対応策を検討し、取締役会において審議する。

また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に照会し対処する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な社内規程として職務権限規程、稟議規程等を更新し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。また、取締役会を定期的開催することで各役員の仕事の執行に対する評価・分析を行う。

さらに取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議にて業務執行に関する事項及び重要事項に係るテーマについて審議を行う。

また、IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機

能を構築する。

⑤ 企業集団の業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的又は随時報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門を「子会社管理規程」において、経営情報部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、経営情報部は子会社から適時に報告を受ける。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、当社及び当社の子会社の業務の適正な遂行を確保する。

(d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践するため、「役員従業員倫理規程」を定め、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。また、当社の内部監査部門が、子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。

(e) その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、経営の自主性及び独立性を保持しつつ、当社の親会社及び親会社の子会社（以下「親会社等」という）を含む企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に貢献するため、また、グループ経営の一体性確保のため、親会社の指揮のもと、当社経営陣と親会社等経営陣による連結会議を定期的に行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、総務部門又は内部監査部門に所属する使用人を随時監査役の補助職務に当たらせる。当該使用人の人事については、取締役が監査役の同意を求める。また、その独立性を確保するため、当該使用人に対する指揮命令は監査役のみ属する。

⑦ 監査役への報告体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利

益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、法令・定款及び社内規程に違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、内部通報体制に係る社内規程において、監査役も通報窓口とすることを定めるとともに、通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定める。

また、監査役は社内規程に基づき、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、内部監査担当や監査法人と情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行をするために生ずる費用について、当社に対して費用の前払又は償還を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、あらゆる会議への出席権限を有するものとし、代表取締役社長及び各取締役と定期的に意見交換を行い、取締役及び使用人に対する調査・是正を行うとともに、コンプライアンス、情報保存・管理、リスク管理に関与する部署ならびに内部監査部門との連携を図るものとする。

また、監査役は共有サーバーへのアクセスなどにより各種会議の議事録等の情報を閲覧できるものとする。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした対応をとる。

当社は、上記の基本的な考え方のもと、反社会的勢力排除に向け「反社会的勢力対策規程」を制定し、平素から関係行政機関、顧問弁護士及び外部調査機関等の専門機関との連携を深め、情報収集に努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

- ① 当社は、毎月1回以上の定例取締役会のほか、毎月1回の経営会議を開催し、取締役及び社員の職務執行について確認しております。また取締役会の議事録は開催ごとに作成し、経営情報部において保存管理しております。
- ② 常勤監査役は、当社取締役会のほか、経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から個別に業務執行の状況についての聴取を行うなど、業務執行の状況等を確認検証しており、監査役会において情報が共有されております。
- ③ 財務報告に係る内部統制につき、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に応じた内部留保の充実と長期的な安定配当を考慮した配当政策を実施してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき4円00銭とさせていただきます。

---

本事業報告中の記載数字については、表示単位未満を切り捨てております。

# 事業報告の附属明細書

## 第 27 期

〔 自 2021年 7月 1日  
至 2022年 6月30日 〕

1. 会社役員以外の法人等の業務執行取締役等との兼職状況の明細
2. 事業報告の内容を補足する重要な事項

BRUNO株式会社

1. 会社役員以外の法人等の業務執行取締役等との兼職状況の明細  
事業報告11ページに記載のとおり。
2. 事業報告の内容を補足する重要な事項  
記載すべき事項はない。

以上

# 連 結 計 算 書 類

第 27 期

〔 自 2021年7月1日  
至 2022年6月30日 〕

BRUNO 株式会社

# 連結貸借対照表

2022年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,476	流動負債	2,768
現金及び預金	2,186	支払手形及び買掛金	715
受取手形及び売掛金	1,911	短期借入金	561
商品及び製品	2,692	1年内返済予定の長期借入金	682
その他	703	未払法人税等	182
貸倒引当金	△17	賞与引当金	65
固定資産	1,412	リコール損失引当金	1
有形固定資産	537	その他	559
建物及び構築物	158	固定負債	936
土地	290	長期借入金	737
その他	89	退職給付に係る負債	154
無形固定資産	488	その他	44
のれん	414	負債合計	3,705
その他	73	(純資産の部)	
投資その他の資産	387	株主資本	5,151
繰延税金資産	195	資本金	1,509
その他	205	資本剰余金	1,818
貸倒引当金	△14	利益剰余金	1,906
資産合計	8,889	自己株式	△82
		その他の包括利益累計額	32
		繰延ヘッジ損益	8
		為替換算調整勘定	23
		純資産合計	5,184
		負債純資産合計	8,889

# 連結損益計算書

自 2021年7月1日 至 2022年6月30日

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		17,302
売上原価		9,973
売上総利益		7,329
販売費及び一般管理費		6,237
営業利益		1,092
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	
その他の	35	39
営業外費用		
支払利息	31	
株主関連費用	98	
その他の	76	207
経常利益		924
特別損失		
減損損失	66	
その他の	0	67
税金等調整前当期純利益		857
法人税、住民税及び事業税	335	
法人税等調整額	32	367
当期純利益		489
親会社株主に帰属する当期純利益		489

## 連結株主資本等変動計算書

自 2021年7月1日 至 2022年6月30日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,509	1,818	1,474	△82	4,720
会計方針の変更による累積的影響額			△0		△0
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,509	1,818	1,473	△82	4,719
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△57		△57
親会社株主に帰属する当期純利益			489		489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	432	—	432
当 期 末 残 高	1,509	1,818	1,906	△82	5,151

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	7	2	9	4,730
会計方針の変更による累積的影響額				△0
会計方針の変更を反映した当期首残高	7	2	9	4,729
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△57
親会社株主に帰属する当期純利益				489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	21	22	22
当期変動額合計	0	21	22	454
当 期 末 残 高	8	23	32	5,184

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社シカタ

#### (2) 会計方針に関する事項

##### イ 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）  
なお、一部子会社については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

##### ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法  
(リース資産を除く) なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

無形固定資産 : 定額法  
(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産 : 所有権移転ファイナンス・リース取引  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
: 所有権移転外ファイナンス・リース取引  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取決めのあるものについては当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

##### ハ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 : 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

リコール損失引当金 : 将来のリコールによる損失に備えるため、リコール損失の見込額を計上しております。

##### ニ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業内容は、時計や家電等デザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等の製造卸売、小売であり、商品の引渡し時点におい

て顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、当社グループが運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として認識し、使用実績等を考慮し算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイント利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

モール等における販売時にポイントを付与するサービスの提供については、取引価格から減額する方法を採用しております。

返品権付きの販売に関して、返品されると見込まれる商品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、商品の販売により当社グループが権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ホ 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、非積立型の確定給付制度、確定拠出年金及び前払退職金制度を採用しております。退職一時金制度(非積立型であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社及び子会社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

#### ヘ 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・商品輸入に伴う外貨建仕入債務、外貨建予定取引

##### (3) ヘッジ方針

為替の変動リスクを低減する取引に限ることとし、売買益を目的とした投機的な取引は行わないこととしております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の外貨建仕入債務等の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### ト のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

チ その他の連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

① 当社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を販売促進引当金として計上し、販売促進引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、売上高のマイナスとして計上することとしております。なお、従来「流動負債」に計上していた、顧客への販売金額に応じて付与している部分に対応する「販売促進引当金」については、「流動負債」の「契約負債」として認識し、流動負債「その他」に含めております。

② モール等が運営するポイント制度に係る収益認識

モール等における販売時にポイントを付与するサービスの提供について、従来は付与したポイントの額を販売費及び一般管理費で処理しておりましたが、売上高のマイナスとして計上することとしております。

③ 有償支給の棚卸資産に係る収益認識

有償支給取引については、支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。なお、支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識し、流動負債「その他」に含めております。

④ 返品権付取引に係る収益認識

返品権付きの販売について、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品又は製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、当該商品又は製品について

受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が253百万円減少、売上原価が7百万円減少、販売費及び一般管理費は242百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益へ与える影響は軽微です。また、利益剰余金の当期首残高は0百万円減少しております。

また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上したものであって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 棚卸資産の評価

商品及び製品	2,692百万円
--------	----------

当社グループは、棚卸資産を、原則として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。棚卸資産の評価にあたっては、定期的に陳腐化、滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の入出荷実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

しかし、当社の取扱商品の性質上、滞留品を値下げ等により短期間に売り切る販売戦略を原則として採用していないこと、当社には特定の大口顧客が存在

せず、将来の需要予測に困難を伴うこと、新商品から滞留品が将来どの程度発生するかについて予測しづらいこと等により、当社の棚卸資産の滞留による収益性の低下については、不確実性が高いと評価しております。そのため、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額が下落する場合には、追加の評価損計上が必要となる可能性があります。

(2) 固定資産の減損

有形固定資産	537百万円
無形固定資産	488百万円
減損損失計上額	66百万円

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、原則として店舗単位でのグルーピングを行い、資産又は資産グループに減損の兆候があるかどうかを判定しています。減損の兆候がある資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、経済や社会、企業活動に広範な影響が生じており、今後の新型コロナウイルス感染症の終息時期やその影響を引き続き合理的に予測することは困難な状況にあります。

当社グループにおいては、翌連結会計年度においても新型コロナウイルス感染症拡大による影響が一定程度続くものと仮定し、固定資産の減損会計に関する会計上の見積りを会計処理に反映しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 195百万円

繰延税金資産は、将来の事業計画やタックス・プランニングに基づく、課税所得の発生及び一時差異等の解消時期、並びにそれぞれの金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得及び一時差異等の解消時期並

びにそれぞれの金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	573百万円
その他	397百万円
合計	971百万円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物 工具、器具及び備品 その他の有形固定資産	埼玉県所沢市他 合計6店舗
本社	建物 工具、器具及び備品	東京都港区

##### (1) 資産のグルーピング

当社グループは、管理会計上の区分に基づいた事業の別により資産のグルーピングを行っております。

##### (2) 減損損失の認識に至った経緯

小売事業のうち上記の店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みのため、小売事業に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（51百万円）として特別損失に計上いたしました。

上記の本社については、本店の移転を決定したため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（15百万円）として特別損失に計上いたしました。

##### (3) 減損損失の内訳

建物及び構築物	49百万円
その他	17百万円

##### (4) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年度末
普通株式 (株)	14,717,350	—	—	14,717,350

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年 9月29日 定時株主総会	57百万円	4円00銭	2021年 6月30日	2021年 9月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2022年 9月28日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	57百万円	4円00銭	2022年 6月30日	2022年 9月29日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金には主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、最長で8年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」(2) 会計方針に関する事項 へ. 重要なヘッジ会計の方法 に記載のとおりです。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金 (1年内を含む)	1,419	1,416	△2
負債計	1,419	1,416	△2
デリバティブ取引 ※	12	12	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
デリバティブ取引 通貨関連	—	12	—	12
資産計	—	12	—	12

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金 (1年内を含む)	—	1,416	—	1,416
負債合計	—	1,416	—	1,416

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内を含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業	住関連ライフ スタイル商品 小売事業	デザイン事業	計
売上高				
国内販売	7,083	—	—	7,083
海外販売	3,046	—	—	3,046
店舗	—	2,492	—	2,492
E C・通販	—	4,551	—	4,551
その他	—	—	129	129
顧客との契約から 生じる収益	10,129	7,043	129	17,302
外部顧客への売上高	10,129	7,043	129	17,302

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (2) 会計方針に関する事項 ニ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	324	202
売掛金	1,240	1,708
契約負債	11	7

(注) 当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債については主に当連結会計年度の収益として認識しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

361円45銭

1株当たり当期純利益

34円12銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計 算 書 類

第 27 期

〔 自 2021年7月1日  
至 2022年6月30日 〕

BRUNO 株式会社

# 貸借対照表

2022年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,568	流動負債	2,105
現金及び預金	1,942	支払手形	220
受取手形	69	買掛金	243
売掛金	1,014	短期借入金	561
商品及び製品	2,189	1年内返済予定の長期借入金	561
その他	356	未払金	216
貸倒引当金	△3	未払費用	100
固定資産	2,117	未払消費税等	9
有形固定資産	139	未払法人税等	104
建物	58	賞与引当金	50
工具、器具及び備品	38	リコール損失引当金	1
その他	42	その他の他	36
無形固定資産	39	固定負債	669
リース資産	11	長期借入金	634
その他	27	その他の他	35
投資その他の資産	1,939	負債合計	2,775
関係会社株式	1,598	(純資産の部)	
繰延税金資産	154	株主資本	4,902
その他	201	資本金	1,509
貸倒引当金	△14	資本剰余金	1,818
資産合計	7,686	資本準備金	1,818
		利益剰余金	1,656
		その他利益剰余金	1,656
		繰越利益剰余金	1,656
		自己株式	△82
		評価・換算差額等	8
		繰延ヘッジ損益	8
		純資産合計	4,910
		負債純資産合計	7,686

# 損益計算書

自 2021年7月1日 至 2022年6月30日

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		12,356
売上原価		6,159
売上総利益		6,197
販売費及び一般管理費		5,239
営業利益		957
営業外収益		
受取利息	4	
その他	30	34
営業外費用		
支払利息	29	
株主関連費用	98	
その他	31	159
経常利益		831
特別損失		
減損損失	66	
その他	0	67
税引前当期純利益		764
法人税、住民税及び事業税	245	
法人税等調整額	40	285
当期純利益		478

## 株主資本等変動計算書

自 2021年7月1日 至 2022年6月30日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,509	1,818	1,818	1,234	1,234
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△57	△57
当期純利益				478	478
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	421	421
当 期 末 残 高	1,509	1,818	1,818	1,656	1,656

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△82	4,480	0	0	4,481
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△57			△57
当期純利益		478			478
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			7	7	7
当期変動額合計	—	421	7	7	429
当 期 末 残 高	△82	4,902	8	8	4,910

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 : 総平均法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法  
(リース資産を除く) なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

無形固定資産 : 定額法  
(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

リース資産 : 所有権移転ファイナンス・リース取引  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
: 所有権移転外ファイナンス・リース取引  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取決めのあるものについては当該残価保証額)とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 : 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

リコール損失引当金 : 将来のリコールによる損失に備えるため、リコール損失の見込額を計上しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・商品輸入に伴う外貨建仕入債務、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替の変動リスクを低減する取引に限ることとし、売買益を目的とした投機的な取引は行わないこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の外貨建仕入債務等の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することによりヘッジの有効性を評価しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業内容は、時計や家電等デザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等の製造卸売、小売であり、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、当社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として認識し、使用実績等を考慮し算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイント利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

モール等における販売時にポイントを付与するサービスの提供については、取引価格から減額する方法を採用しております。

返品権付きの販売に関して、返品されると見込まれる商品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、商品の販売により当社が権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

①当社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を販売促進引当金として計上し、販売促進引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、売上高のマイナスとして計上することとしております。

②モール等が運営するポイント制度に係る収益認識

モール等における販売時にポイントを付与するサービスの提供について、従来は付与したポイントの額を販売費及び一般管理費で処理しておりましたが、売上高のマイナスとして計上することとしております。

③有償支給の棚卸資産に係る収益認識

有償支給取引については、支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

なお、支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識し、流動負債「その他」に含めております。

④返品権付取引に係る収益認識

返品権付きの販売について、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品又は製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が220百万円減少、売上原価が2百万円増加、販売費及び一般管理費は223百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益へ与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上したものであって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### (1) 棚卸資産の評価

商品及び製品 2,189百万円

当社は、棚卸資産を、原則として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。棚卸資産の評価にあたっては、定期的に陳腐化、滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の入出荷実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

しかし、当社の取扱商品の性質上、滞留品を値下げ等により短期間に売り切る販売戦略を原則として採用していないこと、当社には特定の大口顧客が存在せず、将来の需要予測に困難を伴うこと、新商品から滞留品が将来どの程度発生するかについて予測しづらいこと等により、当社の棚卸資産の滞留による収益性の低下については、不確実性が高いと評価しております。そのため、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額が下落する場合には、追加の評価損計上が必要となる可能性があります。

#### (2) 固定資産の減損

有形固定資産	139百万円
無形固定資産	39百万円
減損損失計上額	66百万円

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、原則として店舗単位でのグルーピングを行い、資産又は資産グループに減損の兆候があるかどうかを判定しています。減損の兆候がある資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に

変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、経済や社会、企業活動に広範な影響が生じており、今後の新型コロナウイルス感染症の終息時期やその影響を合理的に予測することは極めて困難な状況にあります。当社においては、翌事業年度においても新型コロナウイルス感染症拡大による影響が一定程度続くものと仮定し、固定資産の減損会計に関する会計上の見積りを会計処理に反映しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 154百万円

繰延税金資産は、将来の事業計画やタックス・プランニングに基づく、課税所得の発生及び一時差異等の解消時期、並びにそれぞれの金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得及び一時差異等の解消時期、並びにそれぞれの金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 482百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権 0百万円

短期金銭債務 3百万円

長期金銭債務 2百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価 26百万円

販売費及び一般管理費 264百万円

営業取引以外の取引による取引高 5百万円

(2) 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物 工具、器具及び備品	埼玉県所沢市他 合計6店舗
本社	建物 工具、器具及び備品	東京都港区

① 資産のグルーピング

当社は、管理会計上の区分に基づいた事業の別により資産のグルーピングを行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

小売事業のうち上記の店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みのため、小売事業に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（51百万円）として特別損失に計上いたしました。

上記の本社については、本店の移転を決定したため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（15百万円）として特別損失に計上いたしました。

③ 減損損失の内訳

建物	49百万円
工具、器具及び備品	17百万円

④ 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	374,715	—	—	374,715

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	49百万円
貸倒引当金	5百万円
賞与引当金	15百万円
固定資産減損損失	55百万円
資産除去債務	23百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	179百万円
評価性引当額	△20百万円
繰延税金資産合計	159百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	3百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	5百万円
繰延税金資産の純額	154百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

工具、器具及び備品等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	R I Z A P グループ株 式会社	東京都 新宿区	19,200	グループの 中長期経営 戦略の立 案・遂行、 グループ各 社の事業戦 略実行支 援・事業活 動の管理	(被所有) 直接 52.9	債務被保 証及び資 金貸借取 引	当社銀行借入 に対する債務 保証 (注) 1	956	—	—
							資金の貸付 (注) 2	600	—	—
							資金の返済	600	—	—
							利息の受取 (注) 2	4	—	—

(注) 1 当社は、金融機関からの借入に対し、親会社のR I Z A Pグループ株式会社より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払を行っておりません。

2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子 会社	RIZAP株 式会社	東京都 新宿区	10	ボディメ イク事業、 その他 RIZAP関連 事業(ゴ ルフ等)	なし	資金貸借 取引等	資金の貸付 (注) 1	500	—	—
							資金の返済	500	—	—
							利息の受取 (注) 1	0	—	—

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	342円39銭
1株当たり当期純利益	33円38銭

# 計算書類の附属明細書

## 第 27 期

〔 自 2021年 7月 1日  
至 2022年 6月30日 〕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

BRUNO株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	337	13	167 ( 49 )	183	124	16	58
	工具、器具及び備品	389	65	68 ( 12 )	386	348	62	38
	機械装置	2	0	- ( - )	3	1	0	1
	リース資産	47	-	39 ( 5 )	7	7	1	0
	建設仮勘定	23	41	23 ( - )	41	-	-	41
	計	800	121	299 ( 66 )	622	482	80	139
無形固定資産	商標権	16	4	2 ( - )	18	9	1	8
	意匠権	1	1	- ( - )	2	0	0	2
	ソフトウェア	16	10	- ( - )	27	10	3	16
	リース資産	87	-	- ( - )	87	75	9	11
	電話加入権	0	-	- ( - )	0	-	-	0
	計	121	17	2 ( - )	136	96	14	39

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

工具、器具及び備品	協力工場	金型	56	百万円
建設仮勘定	協力工場	金型	41	百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

( ) 内は内書きで減損損失の計上

建物	店舗	内装設備	( 95 35 )	百万円 百万円
	本社	内装設備	( 72 13 )	百万円 百万円
工具、器具及び備品	店舗	内装設備	( 24 10 )	百万円 百万円
	本社	内装設備	( 15 1 )	百万円 百万円
建設仮勘定	協力工場	金型	23	百万円

## 2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金（流動）	4	3	—	4	3
貸倒引当金（固定）	14	—	—	—	14
賞与引当金	71	50	69	1	50
返品調整引当金	4	—	—	4	—
販売促進引当金	11	—	—	11	—
リコール損失引当金	1	—	0	—	1

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は主に一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
役員報酬	54	
給与手当及び賞与	945	
退職給付費用	23	
法定福利費	150	
福利厚生費	4	
通勤費	25	
消耗品費	11	
地代家賃	419	
倉庫料	583	
保険料	10	
修繕費	0	
租税公課	62	
減価償却費	31	
リース減価償却費	11	
資産除去債務費用	28	
貸倒引当金繰入額	△0	
賞与引当金繰入額	45	
旅費交通費	6	
通信費	8	
水道光熱費	23	
支払手数料	785	
顧問料	31	
荷造運賃	519	
広告宣伝費	870	
販売促進費	141	
接待交際費	0	
会議費	0	
業務委託費	305	
諸会費	4	
リース料	5	
システム運用費	102	
試験研究費	8	
研修費・採用費	10	
製品保証費	0	
その他	3	
計	5,239	

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年 8 月 30 日

BRUNO株式会社  
取締役会 御中

### 東 邦 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 井 上 靖 秀

公認会計士 木 全 計 介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BRUNO株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められませんでした。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月6日

BRUNO株式会社 監査役会  
常勤監査役 濱田 俊一 ㊟  
監査役 岩城 健 ㊟  
監査役 榎本 一久 ㊟

注：監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以上